

※納税証明書その2(個人)【写し】が提出できない場合

所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書

私は、直近の確定申告期限（原則として3月15日）に係る年分の所得税及び復興特別所得税について、事業の開業前であったこと等により納付すべき額がないなど、申告義務がない場合に該当するため、当該年分に係る確定申告書を所轄税務署に提出していません。

※下記は一般競争参加資格審査申請書と一致するように記載すること

申請年月日	令和 年 月 日
郵便番号	—
住 所	
代表者氏名	